診調組
 入 - 2

 2 4 . 8 . 1

入院医療等の調査・評価分科会における 平成24年度及び平成25年度の 調査内容の検討について(案)

調查項目

【基本的な考え方(平成24年6月27日中医協総会に提示)】

施設基準を新設するなど検証の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要である項目については、 平成25年度調査として実施することとし、それ以外の項目について平成24年度調査として実施する。ただし、 平成24年度調査についても、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り年度後半での調査を 実施する。

【平成24年度】(案)

- (1)病院機能に合わせた効率的な入院医療の推進
 - ① 一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響(その1)
 - ② 慢性期入院医療の適切な評価の見直し
 - ③ 特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置の 実態 等
- (2) 医療機関における褥瘡の発生等の状況の検討
- (3)診療報酬点数表における簡素化の検討
- (4)医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した 評価の検討

【平成25年度】(案)

- (1)病院機能に合わせた効率的な入院医療の推進
 - ① 一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響(その2)
 - ② 一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置の実態
- (2)入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化に向けた検討

平成24年度調查項目

①一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響(その1)

【附帯意見8】

病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。

【関係する改定内容】

- ①一般病棟入院基本料(新7対1)算定要件の見直し 平均在院日数及び一般病棟用の重症度・看護必要度(以下、看護必要度という。)の見直し
- ②一般病棟入院基本料(10対1)における看護必要度に係る評価の要件化及び、看護必要度の高い患者 が入院している病棟の評価の新設
- ③一般病棟入院基本料(13対1)における入院患者の看護必要度に係る評価の新設

【調査内容案】

一般病棟入院基本料(新7対1、経過措置7対1、10対1)算定病棟の設定に関する影響調査

調査対象:一般病棟入院基本料(新7対1、経過措置7対1、10対1)、専門病院入院基本料、結核病

棟入院基本料、特定機能病院入院基本料を届出している医療機関

調査内容:(1)平均在院日数の変化

(2)看護必要度の分布や基準を満たす患者割合の状況

①一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響(その1)

【附帯意見8】

病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、<u>亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査</u>・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。

【関係する改定内容】

- ①亜急性期入院医療管理料の評価体系の見直し
- ②回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系の見直し

【調査内容案】

①「亜急性期入院医療管理料2」「回復期リハビリテーション病棟入院料1」の算定患者像の比較調査 調査対象:「亜急性期入院医療管理料」「回復期リハビリテーション病棟入院料1」を届出している医療 機関

調査内容:「亜急性期入院医療管理料2」「回復期リハビリテーション病棟入院料1」を算定している患者の患者像の比較

②幅広い患者を対象とする病棟(「亜急性期入院医療管理料」等)の患者像の調査

調査対象: 亜急性期入院医療管理料、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)、療養病棟入院基本料 を届出している医療機関

調査内容:「亜急性期入院医療管理料1」を算定している患者及び一般病棟(13対1、15対1)、療養病棟に入院する患者のうち、救急・在宅支援病床初期加算を算定している患者の患者像 ς

② 慢性期入院医療の適切な評価の見直し

【附帯意見8】

病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。

【関係する改定内容】

- 一般病棟入院基本料(13対1,15対1)における特定除外制度を廃止し、90日を超えた場合
 - (1)平均在院日数の計算対象とした上で、出来高の算定とするか、
 - (2)療養病棟入院基本料1と同じ評価とし、平均在院日数の対象外とした。

【調査内容案】

①一般病棟入院基本料(7対1、10対1を含む。)、療養病棟、障害者病棟等を有する医療機関における 長期入院の実態調査

調査対象: 一般病棟入院基本料(7対1、10対1を含む。)、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院 基本料等を届出している医療機関

調査内容:一般病棟入院基本料(7対1、10対1を含む。)、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院 基本料等を算定している医療機関における長期入院患者の患者像

②慢性期の中でも評価すべき患者像の調査

調査対象:一般病棟入院基本料(13対1、15対1)、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料 等を届出している医療機関

調査内容:超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算等の長期療養患者を対象とする加算を算定している患者の患者像等

② 慢性期入院医療の適切な評価の見直し

【附帯意見12】

<u>平均在院日数の減少や長期入院の是正など、入院医療</u>や外来診療<u>の機能分化の推進や適正化</u>について 引き続き検討を行うこと。

【関係する改定内容】

- ①一般病棟入院基本料(7対1)算定要件の見直し(再掲)
- ②亜急性期入院医療管理料の評価体系の見直し(再掲)
- ③一般病棟入院基本料(13対1,15対1)における特定除外制度を廃止し、90日を超えた場合(再掲)
 - (1)平均在院日数の計算対象とした上で、出来高の算定とするか、
 - (2)療養病棟入院基本料1と同じ評価とし、平均在院日数の対象外とした。

等

【調査内容案】

- ①一般病棟入院基本料(新7対1、経過措置7対1、10対1)算定病棟の設定に関する影響調査(再掲)
- ②「亜急性期入院医療管理料2」「回復期リハビリテーション病棟入院料1」の算定患者像の比較調査(再 掲)
- ③幅広い患者を対象とする病棟(「亜急性期入院医療管理料」等)の患者像の調査(再掲)
- ④一般病棟入院基本料(7対1、10対1を含む。)、療養病棟、障害者病棟等を有する医療機関における 長期入院の実態調査(再掲)
- ⑤慢性期の中でも評価すべき患者像の調査(再掲)

等

③特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置の実態等

【附帯意見9】

以下の経過措置については、現場の実態を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。 一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置 特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置

【関係する改定内容】

平成18年診療報酬改定時、特殊疾患療養病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合の医療区分の引き上げを行い、平成24年診療報酬改定において、その経過措置を平成25年度末まで延長とした。

【調査内容案】

転換優遇措置の活用状況の把握に関する調査

調査対象:平成20年3月31日において障害者施設等入院基本料、特殊疾患療養病棟入院料1を届出していた病棟、特殊疾患入院医療管理料を届出てしていた病室であって、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に療養病棟入院基本料を届出る病棟に転換した医療機関

調査内容:経過措置の対象となっている患者(当該病床に平成20年3月31日までに入院あるいは転棟・ 転院した患者)の患者像等

長期療養患者を対象とする加算の算定状況、患者像等

(2)医療機関における褥瘡の発生等の状況の検討

【附帯意見18】

上記に掲げるもののほか、今回改定の実施後においては、特に以下の項目について調査・検証を行うことと すること。医療機関における褥瘡の発生等の状況

【関係する改定内容】

- ①褥瘡患者管理加算を入院基本料へ包括化し、加算の考え方を入院基本料の要件とした。
- ②療養病棟入院基本料において、入院時既に発生している褥瘡に限り、治癒・軽快後も30日間は医療区分2として継続して評価可能とし、その際、自院における褥瘡発生率を患者等に説明することを要件化した。

【調査内容案】

医療機関における褥瘡の発生率等の状況調査

調査対象:一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、回復期リハビ リテーション病棟入院料、亜急性期入院医療管理料、療養病棟入院基本料等を届出して いる医療機関

調査内容:褥瘡の発生率、褥瘡対策の現状等

(3)診療報酬点数表における簡素化の検討

【附带意見13】

<u>診療報酬における包括化</u>やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を引き続き行うこと。

【関係する改定内容】

入院基本料等加算のうち、算定割合の高い栄養管理実施加算と褥瘡患者管理加算を入院基本料に包括化した。

【調査内容案】

入院基本料等加算の算定の実態に関する調査

調査対象:調査対象とする入院基本料等加算を届出・算定している医療機関

調査内容:加算の算定状況、患者像等

(4)医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが 困難な地域に配慮した評価の検討

【附带意見11】

<u>医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の見直しについて影響を調査・検証するとともに、診療所を含む当該地域全体の医療の状況の把握なども踏まえ</u>、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。

【関係する改定内容】

地域に密着した医療提供を行うことが困難な地域等において、下記の改定を行った。

- ①一般病棟入院基本料の届出について、病棟毎の届出を可能とした。
- ② 亜急性期入院医療管理料について看護配置等を緩和した評価を新設した。
- ③チームで診療を行う入院基本料等加算について、専従要件を緩和した評価を新設する。チームで診療を 行う入院基本料等加算について、専従要件を緩和した評価を新設した。
- ④ 1病棟のみの小規模な病院について、病棟に応じた評価を新設した。

【調查内容案】

地域に配慮した評価に関する影響調査

調査対象:地域に配慮した評価の対象となった医療圏にある医療機関等

調査内容:今回改定により評価した項目の算定状況、改定後の医療機関の動向等

平成25年度調查項目

① 一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響(その2)

【附帯意見8】

病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。

【関係する改定内容】

- 一般病棟入院基本料(13対1,15対1)における特定除外制度を廃止し、90日を超えた場合(再掲)
- (1)平均在院日数の計算対象とした上で、出来高の算定とするか、
- (2)療養病棟入院基本料1と同じ評価とし、平均在院日数の対象外とした。

【調査内容案】

一般病棟入院基本料(13対1,15対1)算定病棟における特定除外制度廃止の影響調査

調査対象: 一般病棟入院基本料(13対1, 15対1)を届出している医療機関

調査内容:入院期間が90日を超える患者(特定除外に該当していた患者を含む)の患者像、患者の割

合や退院支援の実施状況等の動向、一般病棟入院基本料(7対1、10対1)届出病棟等に

おける長期入院の実態調査(平成24年度調査)との比較

②一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置の実態

【附帯意見9】

以下の経過措置については、現場の実態を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。

一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置。

特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置

【関係する改定内容】

一般病棟入院基本料(新7対1)算定要件(「平均在院日数」「看護必要度」)の見直し(平成26年 3月31日まで経過措置)

【調査内容案】

一般病棟入院基本料(新7対1)に関する経過措置に係る調査

調査対象:平成24年3月31日まで一般病棟入院基本料(7対1)を届出していた医療機関

調査内容:経過措置の算定状況、経過措置の理由等

(2)入院医療や外来診療の機能分化の推進や 適正化に向けた検討

【附帯意見12】

平均在院日数の減少や長期入院の是正など、入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化について引き続き検討を行うこと。

【関係する改定内容】

- ①金曜日入院、月曜日退院の割合の合計が高い医療機関について、土曜日、日曜日に算定された一部の 入院基本料の評価の見直し
- ②正午までに退院した患者の割合が高い医療機関について退院日に算定された一部の入院基本料の評価の見直し
- ③紹介率・逆紹介率の低い特定機能病院及び500床以上の地域医療支援病院を紹介なしに受診した患者等に係る初・再診料の適正な評価(選定療養の併用)(平成25年4月1日から導入)

【調査内容案】

①土曜日・日曜日の入院基本料や退院日の入院基本料の見直しに係る影響調査

調査対象:一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料及び専門病院入院基本料を届出している

医療機関

調査内容:曜日別の入退院する者の割合

正午までに退院する患者の割合

土曜・日曜日や退院日等に行っている医療処置等

②外来の機能分化に関する調査

調査対象:紹介率・逆紹介率の低い特定機能病院及び500床以上の地域医療支援病院等

調査内容:算定状況、紹介率の変化等